

安城市事業仕分け委員会設置要綱

(設置)

第1条 厳しい財政状況の中で、事務事業に対する行政の説明責任の徹底、職員のさらなる意識改革及び持続可能な行政経営を図ることを目的とした事務事業に対する評価（以下「事業仕分け」という。）を行うため、安城市事業仕分け委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 事業仕分けの対象事業（以下「評価対象事業」という。）の選定に関すること。
- (2) 事業仕分けの実施に関すること。
- (3) その他事業仕分けに関する必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、公募に応募した者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて市長が補欠委員を委嘱する。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を

聴くことができる。

(委員会の庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画部経営管理課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。